

平成 30 年 5 月 16 日現在

機関番号：32402

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380368

研究課題名(和文) 最高裁判所の判例を基礎にした理論的・実証的経済分析

研究課題名(英文) Economic Analysis using the Judgements of the Supreme Court

研究代表者

牧 厚志 (Maki, Atsushi)

東京国際大学・経済学部・教授

研究者番号：20051906

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：最高裁判例を経済学の視点から検討し、経済学と法学の相互協力、談合、ヤミカルテル、政府調達に関する入札、職務発明など、5ケースで成果を得た。はじめに法学と経済学の相違点を明らかにした。その上で、談合、政府調達に関する入札事件では、不正を防止するために入札方法に工夫が必要であり、決算の吟味が重要であることを確認した。職務発明について、計算方式を具体的に定式化したことにより、国際間での紛争においても有力な情報を提供した。

研究成果の概要(英文)：We considered the possibility of mutual cooperation between economics and law, and analyzed cases for 'dango' (illegal cartel price agreements), illegal government procurement contracts between the government and firms, and the compensation for employees in inventions in a firm using the Judgements of the Supreme Court based on economics point of view. We found out, particularly in the cases of dango and the government procurement contracts, how to modify the bidding methods in order to increase in competitiveness among suppliers. Regarding the employee invention cases, we proposed an equation to evaluate the contribution of the employee to the profit from a new invention. It will be helpful to establish the universal fair calculation method of the amount of an employee's share in an invention.

研究分野：応用計量経済学

キーワード：最高裁判例 談合 政府調達 職務発明 計量経済モデル VAR

1. 研究開始当初の背景

個人は一人で生活しているのではなく、社会の中で生活をしている。個人を取り巻く社会の中で、経済社会は、個人が生活をしていくための重要な基盤であり、そこには、社会的なルールとして法律があるが、経済社会を分析する経済学では「合理性」を仮定し、さまざまな経済活動は、個人の自由な選択行動によって、成り立つとしている。

しかし、現実の経済社会では、必ずしも、経済学の仮定通りの行動だけが観察されるわけではない。現実の経済取引の場では様々なトラブルが発生し、最終的には公的な手段として裁判という形で当事者間の争いが判断される。社会が複雑化するにしたがって、さまざまなタイプのトラブルが発生し、もはや素朴な合理性の仮定や少数個の条件だけでは現実の経済活動を分析するには不十分であると考えられる事態に遭遇することが多々ある。その主な理由は、経済学で仮定する条件が単純すぎて、実態を十分描写できていない場合が考えられる。例えば、借地・借家法に関連した判例において、大部分が同じ条件であっても、ただ一つの条件の相違から正反対の判決がされた。

法と経済に関する先行研究では、判例を基礎に経済理論から分析したいくつか重要な文献が存在する。古典的な例を挙げれば、CoaseのThe firm, the market and the lawやPosnerのEconomic analysis of lawなどが挙げられ、また日本を扱ったものではラムザイアーの「法と経済学：日本法の経済分析」などが古典となっている。しかしこれらの研究成果は、経済学の観点からみると画期的な研究といえても、法学の観点からは必ずしも十分に満足できる研究ではなかったといえるかもしれない。

法学の観点からその内容を検討すると、分析方法があまりにも抽象的にすぎ、実際の判例との関係をどのように捉えているかという説明が不足していることが挙げられる。別の言い方をすれば、経験的・実証的な観点の不十分であるということである。確かに「法と経済」の著作には取引費用、社会的便益など、経済学における基本的な分析ツールが使われるが、それらの具体的な対応物や具体的な値については言及していない。判例が事実認定を厳密に行わなければならないことと比較すれば、法学者にとって経済学者による説明はあまりにも観念的すぎるとしか見えないのである。

今回の研究では、経済取引の場で発生する様々なトラブルを公的な文書である判決をもとにして、経済取引に関するトラブルの原因を検討し、法学の立場ばかりでなく、経済学の立場からも評価を加える。このようなアプローチを取る理由は、「法と経済」の分野で法学者からの一般的な評価として、経済学の分野から提供される情報は、専門的な法学者にとって、決して満足のいくものではないことが多いという点を克服したいという背景がある。

2. 研究の目的

社会科学の二大研究分野である法学と経済学、両分野の専門的知識を融合し、社会の発展に「法と経済」が寄与する余地があることを確認することが今回の分析の目的である。今回の分析では、主として最高裁判所の判例から出発し、これを基礎資料として、経済学の考え方から判例の再評価をする。このような方法で、資料に基づき、経験的・実証的な観点から「法と経済」に関する分析を行うことが今回の分析の目的に沿った方法であると考えられる。以上のような形で「法と経済」に関

する経済分析が行われることは、現代では比較的珍しいアプローチであるが、このような方法論を採用することが今回の目的達成に必要とされる。

3. 研究の方法

具体的な方法は、最高裁判所判例から判例を選択し、経済学者が最高裁判所判例を読みこなし、素案の形で経済学者の目からたたき台を作り、当該裁判について判例評価をおこなう。その上で、法学者と経済学者が、経済学者が下した評価について、当該判例の本質を共同で検討・評価する。法学者と経済学者の討論を通じて、経済学者の作った素案に修正が加えられる。そしてこの形式による検討が、共同研究の成果となる。このような研究の仕方は、日本国内ではあまり例を見ないアプローチであるが、法と経済を経験的・実証的に検討し、社会の発展に寄与するためには、今回のような研究方法が最適であると考えている。

将来的にもこのような分析方法が確立されると、「法と経済」の分野において、従来の規範的な研究ばかりでなく、経験的・実証的な側面が強化されることになり、その結果、社会科学の二大研究分野である法学と経済学に関して、両分野の専門的知識が相互に利用可能になり、社会の発展に「法と経済」の視点から寄与することが可能になる。

4. 研究成果

主な研究成果を、談合、経済学と法学の相互協力、ヤミカルテル協定、政府調達に関する入札、職務発明など、5 ケースについて、その成果を順に述べよう。詳細な報告は、次節

5. 主な発表論文等を参照されたい。

(1) 入札談合事件 経済学と法学からの考察：戦後日本の高度経済成長期は「奇跡」とよばれた。その要因として挙げられた日本の高貯蓄率と低失業率は、日本経済に備わった構造的な特徴ではないことが高度成長期終焉後の経済統計によって確認されている。しかし、産業政策の功罪に伴う談合体質という日本経済に内在する特徴は依然として今日まで根深く残り、現在も独占禁止法違反事件という形で新聞紙上を賑せている。本分析で明らかになった点は、入札方法、予定価格設定の方法に工夫が必要であると同時に、予算と決算両面の分析が不可欠であるということである。談合による経済の非効率と不公正を是正していくことは経済学と法学に課された将来的な共通のテーマであろう。

(2) 経済学と法学の相互協力：経済社会で重要なキーワードである「契約」、「市場」、「競争」、「取引」について、法学と経済学の考え方の相違を明らかにしながら、法学と経済学が相互に協力できる分野を検討した。今後とも法学と経済学が協力体制をとることは、将来の経済社会の発展ばかりでなく社会科学の発展にも寄与すると考える。

(3) 最高裁判所判決と計量経済モデルによる第1次オイルショック時日本経済の再考察：消費者の求めた石油元売り業者に対する損害賠償請求事件の最高裁判所判決を計量経済モデルによって再検討した。統計的な考察から得られるものではあるが、ベクトル自己回帰モデルによって得られた計量経済学の応用から得られた結論は、鶴岡灯油事件の最高裁判所判決と大きくは矛盾しなかった。多様化する経済社会における紛争を解決するためには、法学と経済学の共同作業が今後さらに必要性を高めるのではないだろうか。

(4) 1000兆円の政府負債 - 経済学と最高裁

判所判例からの考察 : 本論文では、1000兆円を超える政府負債に大きく関連する「政府調達と税金(公金)」という問題に焦点を当て、2つの最高裁判例を使いながらその解決方法に言及した。政策担当者が赤字財政と政府負債を総合的に考えるには、現代マクロ経済学ばかりでなく財政学、経済学史あるいは英米法の知識が必要である。そして日本において急務の政策は「財政規律」を強める事である。判例から観察できる事は、入札制度による落札事業の中には公金の払い過ぎがあるという事実であった。談合事件では15%の公金の過剰支払があった。必要な政府調達もあるが、監査を充実することにより判例で示された15%にも及ぶ公金の払い過ぎ等は避ける仕組みを強化することである。

(5) 職務発明における特許法 35 条による『相当の対価』について - 『法と経済からの接近』 : 現代産業社会において、企業の業績の中で職務発明の役割は大きく、また職務発明による利益の配分について、発明者である従業員と業務として発明を命じた企業の間で紛争となることがある。職務発明では、発明者は従業員であるが特許権については企業にあるといわれている。企業が職務発明によって大きな利益を得た際には、従業員もその利益の一部を雇用者所得として獲得したいと考えることは当然であろう。特許法 35 条の職務発明ではそのような報酬が妥当であることを認めている。本論文では、オリンパス、日立、キャノン、日亜の裁判所判決を基礎に経済学の視点で分析を行い、裁判所が認めた職務発明の価値を一つの式にまとめた。同時に、日亜事件で問題となった地裁判決 200 億円と高裁和解における 6 億円の根拠についても検討した、また当時双方が裁判所に提出した鑑定データについて現実の観測値を基にしながら当時双方から提示された推定値の妥当性について検討した。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 9 件)

牧厚志、入札談合事件：経済学と法学からの考察、三田商学研究、査読無、61 巻 2 号、2018 年 6 月、57-88。

西川理恵子、アメリカにおける家族の変容と同性婚、法学研究、査読無、91 巻 2 号、2018 年 2 月、99-122。

六車明、多数者による取消訴訟と訴額、別冊ジュリスト No.236 行政判例百選 [第 7 版] 有斐閣、査読無 2017 年 11 月、438-439

牧厚志、経済学と法学の相互協力、三田商学研究、査読無、60 巻 3 号、2017 年 8 月、13-37。

牧厚志、最高裁判所判決と計量経済モデルによる第 1 次オイルショック時日本経済の再考察、三田商学研究、査読無、60 巻 1 号、2017 年 4 月、17-43。

牧厚志、西川理恵子、六車明、1000 兆円の政府負債 - 経済学と最高裁判所判例からの考察、三田商学研究、査読無、59 巻 1 号、2016 年 4 月、31-47。

西川理恵子、六車明、牧厚志、職務発明における特許法 35 条による相当の対価について - 法と経済からの接近、法学研究、査読無、88 巻 4 号、2015 年 4 月、131-208。

西川理恵子、最近のアメリカ判例の動向から、法学研究、査読無、第 88 巻 2 号、2015 年 2 月、96-114

牧厚志、西川理恵子、六車明、裁判事例にみる職務発明の価値-特許法 35 条『相当の対価』について-、Harvard-Yenching Institute Working Paper Series, 、査読無、December 2014。

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 3 件)

六車明 他、法学・経済学・自然科学から考える環境問題、慶應義塾大学出版会、2017、157 頁。

六車明、環境法の考えかた - 「人」という視点から、慶應義塾大学出版会、2017、275 頁。

六車明、環境法の考えかた - 企業と人のあいだから、慶應義塾大学出版会、2017、253 頁。

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

牧 厚志 (MAKI, Atsushi)
東京国際大学・経済学部・教授
研究者番号：20051906

(2) 研究分担者

西川理恵子 (NISHIKAWA, Rieko)
慶應義塾大学・法学部・教授
研究者番号：00180597

(3) 研究分担者

六車 明 (ROKUSHA, Akira)
慶應義塾大学・法務研究科・教授
研究者番号：60317287